

福岡広域都市計画及び津屋崎都市計画地区計画の決定(福津市決定)について

福津市都市整備部都市計画課

対象地域

西福間5丁目の一部

約15.3ha(福岡広域都市計画 約15.25ha、津屋崎都市計画 約0.05ha)

現在の都市計画

第一種住居地域 建ぺい率60%容積率200%

高度地区(福岡広域都市計画15m、津屋崎都市計画12m)

指定の背景

当該地区は平成28年～平成30年にかけて開発され、戸建分譲宅地に。
分譲の際、代表住宅メーカーが定めた街なみルールに準じて整備された。
⇒地区計画の決定により街並みルールの一部を法制化する。

地区計画(地区整備計画)による制限内容

用途:第一種低層住居専用地域なみ(共同住宅は建築不可)

敷地面積の最低限度:165㎡

高さの限度:10m

外壁後退距離:1.0m以上

案の縦覧

縦覧期間:令和6年2月7日～令和6年2月20日

縦覧者数:0名

意見書数:0件

【参考】ホームページ閲覧数:115回

今後のスケジュール

令和6年4月(予定) 県知事協議

令和6年9月(予定) 条例案の上程

令和6年10月1日(予定) 決定告示・条例施行